

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 11 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800062号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800029号

第1 結論

請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年12月28日から同年12月29日に訂正することが必要である。
その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月28日から昭和57年1月8日まで

私は、A社に昭和56年3月17日から昭和57年1月7日まで勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険被保険者期間は昭和56年3月17日から同年12月28日までとなっている。しかし、給与計算書により、昭和56年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年12月28日から昭和57年1月8日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和56年12月28日から同年12月29日までの期間について、請求者に係る雇用保険等によると、請求者は同年12月28日まで勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された給与計算書等によると、給与の締日は20日であると推認できるところ、昭和57年1月の給与計算書の基本給欄には「8日×4,826円」と記載されており、当該日数は昭和56年12月21日から同年12月28日までの期間に当たると推認できる。

したがって、請求者は昭和56年12月28日まで、A社の被保険者であったことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同年12月29日に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和56年12月29日から昭和57年1月8日までの期間について、同年1月の給与計算書により、標準報酬月額15万円に基づく昭和56年12月分の厚生年金保険料7,950円が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、離職日は昭和56年12月28日となっていることから、同年12月29日以降の期間において、請求者がA社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求者はA社の入社日が昭和56年3月17日であると主張しているところ、請求者から提出された同年3月の給与計算書の基本給欄には「4日×4,780円」と記載されており、これは同年3月17日から同年3月20日までの期間に当たると推認できること及び給与額を変更することを内容とする給与辞令により、その発令日付が同年4月21日となっていることから、同社における給与の締日は当月20日であると推認できるところ、請求者から提出された昭和57年1月の給与計算書の基本給欄には、「8日×4,826円」と記載されており、給与の締日が当月20日であるとすると、当該「8日」の日数は昭和56年12月21日から同年12月28日までの期間に当たると推認できることから、請求者が同年12月29日以降の期間において、同社に勤務していたことが確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の昭和56年12月29日以降の同社における勤務について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間のうち、昭和56年12月29日から昭和57年1月7日までの期間における、A社での勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和56年12月29日から昭和57年1月8日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800063号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認める
ことはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月13日から平成13年1月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、船員手帳を所持して、「B船舶」、「C船舶」、「D船舶」、「E船舶」等の船舶に甲板員又は甲板手として実際に船舶に乗船していた。当時、同社の船員部長より厚生年金保険から船員保険に訂正しておくと言われていたので、年金記録では、船員保険になっていると思っていたが、厚生年金保険に加入となっている。請求期間について、調査の上、厚生年金保険から船員保険の加入記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された船員手帳の写しによると、請求者は、A社において、昭和47年11月1日から平成13年1月10日までの間に雇入れと雇止めが繰り返し行われている記載が確認できる。

しかしながら、請求者について、A社の事業主は、船舶の最低乗務員数が確保できなかった場合に交代要員として船舶に乗船してもらったことがあったが、基本的には地上勤務であり、月曜日から金曜日までの定時勤務の社員であった旨回答している上、同社の請求期間当時の取締役は、陸上社員として採用し、入社から定年まで厚生年金保険の対象者であった旨回答している。

また、A社の事業主は、請求期間において、請求者の給与から、船員保険料（昭和61年4月1日以降は、厚生年金保険第三種）は控除しておらず、厚生年金保険料を控除していたと回答している。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者（昭和 61 年 4 月以降は、厚生年金保険第三種被保険者）として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。